

遺伝子組み換え表示制度について

- 1996年 日本で遺伝子組み換え作物・食品流通解禁
- 2001年 食品衛生法により安全性審査を義務化
- 2001年 JAS法及び食品衛生法の下、遺伝子組み換え食品表示制度施行
- 2004年 カルタヘナ法により環境影響評価を義務化
- 2015年 食品表示法に統合される
- 2023年 遺伝子組み換え制度の改正 遺伝子組み換えでない表示の厳格化
- 日本で遺伝子組換え食品を利用するためには、
 - 「食品」としての安全性を確保するために「食品衛生法」及び「食品安全基本法」
 - 「飼料」としての安全性を確保するために「飼料安全法」及び「食品安全基本法」
 - 「生物多様性」への影響がないように「カルタヘナ法」
- 遺伝子組換え食品表示について
 - 国内で流通している遺伝子組み換え作物は、食品衛生法に基づく安全性審査を経ています。
 - 表示の対象となる農産物やそれを原料とした加工食品は9農産物33加工品群となります。

2023年4月1日現在

	対象農作物	33加工食品群
1	大豆（枝豆及び大豆もやしを含む） 15食品群	1豆腐・油揚げ類、2凍豆腐、おから及びゆば、3納豆、4豆乳類、5みそ、6大豆煮豆、7大豆缶詰及び大豆瓶詰、8きな粉、9大豆いり豆、10 1から9までに掲げるものを主な原材料とするもの、11大豆（調理用）を主な原材料とするもの、12大豆粉を主な原材料とするもの、13大豆たんぱくを主な原材料とするもの、14枝豆を主な原材料とするもの、15大豆もやしを主な原材料とするもの
2	とうもろこし 9食品群	1コーンスナック菓子、2コーンスターチ、3ポップコーン、4冷凍とうもろこし、5とうもろこし缶詰及びとうもろこし瓶詰、6コーンフラワーを主な原材料とするもの、7コーングリッツを主な原材料とするもの（コーンフレークを除く。）、8調理用とうもろこしを主な原材料とするもの9 1から5までに掲げるものを主な原材料とするもの
3	ばれいしょ 6食品群	1ポテトスナック菓子、2乾燥ばれいしょ、3冷凍ばれいしょ、4ばれいしょでん粉、5調理用ばれいしょを主な原材料とするもの、6 1から4までに掲げるものを主な原材料とするもの
4	なたね	
5	綿実	
6	アルファルファ	アルファルファを主な原材料とするもの
7	てん菜	てん菜（調理用）を主な原材料とするもの
8	パパイヤ	パパイヤを主な原材料とするもの
9	からしな	

	義務表示	任意表示
根拠	①加工後もDNA又は由来タンパク質が残っている食品 ②GM作物由来原材料が重量に占める割合が5%以上 ③原材料に占める割合が上位3位まで 上記、①かつ②かつ③の場合に表示が義務づけられる	①加工後にDNA又は由来タンパク質が残っていない食品 ②加工後もDNA又は由来タンパク質が重量比5%未満 ③上位4位以下の場合
対象品目	9 作物(大豆・とうもろこし・ばれいしょ・なたね・綿実・アルファルファ・てん菜・パパイヤ・カラシナ)と、豆腐、納豆、味噌、コーンスナック菓子など、わずか33食品群のみ。食用油や醤油など大半の食品が表示の対象外	食用油、醤油、加工副原料(糖類、タンパク質類、油脂類など)など。
GMの表示方法	「遺伝子組換え」又は「遺伝子組換え不分別」	表示なし
非GMの表示方法	表示なし または 2023年4月1日より、混入がないと認められる場合にのみ「遺伝子組み換えでない」表示可能 ※公定法検査の検出限界は、大豆 0.05%前後、トウモロコシ 0.1%前後の見込み。	

2023 年度 4 月 1 日からの新制度

分別生産流通管理をして、意図せざる混入率を5%以下に抑えている大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品	表示 適切に分別生産流通管理された旨の表示が可能 <表示例> 「原材料に使用しているとうもろこしは、遺伝子組み換えの混入を防ぐため分別流通管理を行っています」 「大豆（分別生産流通管理済み）」 「大豆（遺伝子組換え混入防止管理済）」等
分別生産流通管理をして、遺伝子組み換えの混入が無いと認められる大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品	「遺伝子組み換えでない」 「非遺伝子組換え」等の表示が可能